**○国土交通省告示第千四百四十一号**

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十九号）の一部を次のように改正する。

「末日」を「初日」に、「十一年」を「十二年」に、「受験した」を「受験する」に、「一年」を「二年」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第千四百四十二号**

航空法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第七十三号）附則第三項の規定に基づき、航空法施行規則第百四十七条第五号の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同号に規定する航空機衝突防止装置を装備することが困難なもの及び当該航空機に装備しなければならない航空機衝突防止装置について同号の規定にかかわらずなお従前の例によることとする期間を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第千二百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

本則に次の三号を加える。

三　国籍記号及び登録記号がＪＡ〇〇七Ｄ、ＪＡ〇〇八Ｄ、ＪＡ〇〇九Ｄ、ＪＡ〇一〇Ｄ、ＪＡ三〇〇Ｋ、ＪＡ三〇二Ｋ、ＪＡ三〇三Ｋ、ＪＡ三〇五Ｋ、ＪＡ三〇六Ｋ、ＪＡ三〇七Ｋ、ＪＡ三五六Ｋ、ＪＡ三五七Ｋ、ＪＡ三五八Ｋ、ＪＡ三五九Ｋ、ＪＡ八〇二Ｂ、ＪＡ八五九五、ＪＡ八九四四、ＪＡ八九四五、ＪＡ八九四六、ＪＡ八九四七、ＪＡ八九四九、ＪＡ八九七五、ＪＡ八九七六、ＪＡ八九七七、ＪＡ八九七八、ＪＡ八九七九、ＪＡ八九八〇、ＪＡ八九八四、ＪＡ八九八五、ＪＡ八九八六、ＪＡ八九八七、ＪＡ八九八八、ＪＡ八九九三、ＪＡ八九九五及びＪＡ八九九七の航空機　平成二十九年一月二日から同年十二月三十一日まで

四　国籍記号及び登録記号がＪＡ〇〇二Ｃ、ＪＡ〇一ＨＣ、ＪＡ〇二ＨＣ、ＪＡ〇三ＨＣ、ＪＡ七〇二Ａ、ＪＡ七〇三Ａ、ＪＡ七〇四Ａ、ＪＡ七〇五Ａ、ＪＡ七〇六Ａ、ＪＡ七五一Ａ、ＪＡ七五二Ａ、ＪＡ七五三Ａ、ＪＡ七五四Ａ、ＪＡ七五五Ａ、ＪＡ七五六Ａ、ＪＡ七五七Ａ、ＪＡ八三四二、ＪＡ八五九四、ＪＡ八六四二、ＪＡ八六六九、ＪＡ八六七〇、ＪＡ八六七四、ＪＡ八七〇三及びＪＡ八九〇〇の航空機　平成二十九年一月二日から国際民間航空条約の附属書十第四巻第八十五改訂版に定める基準に適合する航空機衝突防止装置を当該航空機に装備することが可能な定時整備が終了する日又は平成三十年六月三十日のいずれか早い日まで

五　国籍記号及び登録記号がＪＡ〇〇一Ｃ、ＪＡ二〇三Ｊ、ＪＡ二〇四Ｊ、ＪＡ二〇五Ｊ、ＪＡ二〇六Ｊ、ＪＡ二〇七Ｊ、ＪＡ二〇八Ｊ、ＪＡ二〇九Ｊ、ＪＡ三〇一Ｋ、ＪＡ三〇四Ｋ、ＪＡ七〇一Ａ、ＪＡ八〇一Ｂ、ＪＡ八一九五、ＪＡ八一九六、ＪＡ八一九八、ＪＡ八三〇〇、ＪＡ八三〇四、ＪＡ八三一三、ＪＡ八三二二、ＪＡ八三二四、ＪＡ八三九六、ＪＡ八四〇〇、ＪＡ八四一Ｃ、ＪＡ八四二Ｃ、ＪＡ八四三Ｃ、ＪＡ八四四Ｃ、ＪＡ八四六Ｃ、ＪＡ八四八Ｃ、ＪＡ八四九Ｃ、ＪＡ八五〇〇、ＪＡ八五〇Ｃ、ＪＡ八五一Ｃ、ＪＡ八五二五、ＪＡ八五六七、ＪＡ八五六八、ＪＡ八五六九、ＪＡ八五七八、ＪＡ八五七九、ＪＡ八五九六、ＪＡ八六〇九、ＪＡ八六四九、ＪＡ八六五四、ＪＡ八七〇四、ＪＡ八八八八、ＪＡ八九三五、ＪＡ八九三六、ＪＡ八九三八、ＪＡ八九三九、ＪＡ八九六七、ＪＡ八九六八、ＪＡ八九六九、ＪＡ八九七三、ＪＡ八九九一、ＪＡ八九九二、ＪＡ八九九四、ＪＡ八九九六、ＪＡ八九九八及びＪＡ八九九九の航空機　平成二十九年一月二日から平成三十年十二月三十一日まで

附　則

この告示は、平成二十九年一月二日から施行する。

**○防衛省告示第二百四十五号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月二十七日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

日　時　平成二十九年一月十六日及び同月十七日（予備、同月十八日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒
　　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒
　　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百四十六号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月二十七日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

日　時　平成二十九年一月十六日（予備、同月十七日から同月十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒
　　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒
　　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒
　　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒
　　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒
　　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒
　　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百四十七号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月二十七日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

日　時　平成二十九年一月十六日（予備、同月十七日及び同月十八日）の〇八〇〇から一七〇〇、及び同月十九日（予備、同月二十日から同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度一六分四八秒
　　東経一三四度三五分一二秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　　東経一三四度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一三四度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一三四度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。